

公益財団法人まちみらい千代田WEBサイトバナー広告 表現ガイドライン

平成21年5月1日施行

改正 平成26年10月10日

(目的)

第1条 公益財団法人まちみらい千代田のWEBサイトに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、『公益財団法人まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』及び『公益財団法人まちみらい千代田WEBサイト広告掲載取扱要領』に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) GIFアニメ
- (7) まちみらい千代田を連想させる分野において広告主とまちみらい千代田に何らかの関係があると利用者が錯誤するおそれのある表現。

(色調)

第3条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度等)

第4条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

本ガイドラインは、平成21年5月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成26年10月14日から施行する。